

## 旭川地方・家庭裁判所委員会議事概要

平成19年11月27日開催  
裁判員制度について

- 1 開催日時 11月27日(木)午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者(50音順・敬称略)  
地裁委員 足立清人, 梅津和宏(兼務), 笠井之彦, 加藤卓, 中村元弥, 則末尚大(兼務), 長谷川明彦(兼務), 山本健一  
家裁委員 梅津和宏(兼務), 佐藤和明, 高杉昌希, 千葉胤久, 則末尚大(兼務), 長谷川明彦(兼務), 藤田悦子, 八重樫和裕, 山崎隆志  
事務局 矢野哲郎地裁事務局長, 高橋雅和家裁事務局長, 西亦敏廣民事首席書記官, 半藤政一刑事首席書記官, 加藤豊家裁首席書記官, 織田裕彦家裁事務局次長, 村上啓司地裁総務課長, 平野裕章地裁総務課課長補佐, 山内慶嗣家裁総務課課長補佐

### 4 議 事

- (1) 開会の言葉
- (2) 委員交替の報告
- (3) 新任委員の自己紹介
- (4) 外部説明者の出席承認
- (5) 意見交換テーマ「裁判員制度について」

(外部説明者の河村俊哉旭川地方裁判所刑事部総括裁判官から, 裁判員制度の概要及び裁判員選任手続について説明がなされた。)

委員長: 裁判員制度について, 何か質問があれば伺うこととする。

委員: 裁判員を選任する際の質問手続において, どのような質問がされるの

か。

説明者： 裁判員候補者の方には事前に質問票を送付し，辞退事由等について回答をしていただくが，その記載内容だけでは判断ができない場合には，裁判所にお越しいただき直接確認をする。そこでは，当該事件について不公平な裁判を行うおそれがあるのかという観点で質問を行うことになるのだが，具体的な質問の内容等については，現在検討を進めているところである。また，辞退事由については，裁判所としても，職種や役職等の立場の違いから生じる事情等を理解した上で，本当に代替者はいないかどうかを判断するための質問をしていくことになる。

それから，選任手続において1人の人に多くの時間を割くことは困難であり，短時間のうちに的確な質問をする必要があるということも御理解いただきたい。

**（事務局から10月22日に実施した裁判員の模擬選任手続の際に出された辞退事由の概要及びそれに対する判断結果等について説明がなされた。）**

委員長： 今回の模擬選任手続の中で出された辞退事由と，それに対する判断結果について御意見，御感想を伺いたい。

委員： 裁判員の選任手続の過程では，辞退事由を申し出るなど何らかの行動を起こすことによって候補者から外れる仕組みになっており，何も行動を起こさない人は裁判員候補者として残ってしまう可能性が高いということが気になる。「裁判員」の映画の中では，裁判員が積極的に議論をしていたが，実際には積極的に行動しなかった人がかなりの確率で裁判員として選ばれるのではないかと感じた。裁判官も，そういった人たちと裁判をやっていくのは大変ではないかとの感想を持った。

委員： 質問手続の際に，性格的に言いたいことの言えない人，辞退事由があっても国民の義務だからやむを得ないと思って何も言わない人などは，そのまま最終的なくじの対象者に入ってくる可能性があることも頭の中

に入れておかなくてはいけない。そういった人が多く選ばれるということになると、国民の不信感を生むおそれがあると思う。

委員： 大きな組織では会社の中で代替の社員がいるかもしれないが、小さな企業の多い旭川では、代替の社員を見つけるのは困難ではないか。また、経営者としては、締め日、決算日等の重要な時期もあり、日にちの設定が難しいのではないか。たとえ6週間前に通知書が届いても、ギリギリの状態で経営している企業もあり、スケジュール調整は難しいと思う。

委員長： どの程度の企業規模なら融通が利くと思うか。

委員： 従業員5人以上の企業であれば大丈夫ではないかと思う。

委員： 企業経営者は辞退事由について高い関心を持っていることから、商工会議所としても具体的な事例を紹介していきたいと考えている。

説明者： 辞退事由の判断をする裁判所としても、色々な業種や企業規模の違いごとの会社の経営に与える影響等について、その具体的なイメージが分かっていなくてはいけないと考えており、そういった情報を集めたいと思っている。

委員： 今回の模擬選任手続の事例の中で、「業界団体の理事をしており、理事会や講演会に出席しなければならない。」と回答した人が辞退を認められ、「営業成績に影響する。顧客への連絡やクレーム処理に影響がある。」と答えた人や、「小さな会社なので他の職員に迷惑がかかる。」と答えた人は辞退が認められなかったという結果を見ると、判断基準がかなり難しいと感じた。

私の担当する学生に「裁判員」の映画を見せたところ、自分もできるのか、ぜひやってみたいと言う学生が多く、若い人の関心が高いと感じた。そういったところから、大学2、3年生の若い人に対するピーアールを行うと効果的ではないかと思う。

委員： 辞退事由の判断については、現在のところ、その具体的な判断基準が

明確になっておらず、難しいところがある。私は今回の模擬選任手続において辞退事由の判断に関わったが、辞退を認めたケースでは、用務内容の重要性が推測され、かつ、具体的な支障が明確に示されており、また、実際に公判期日に具体的な用務があるという事情があった。辞退を認めなかったケースでは、具体的な支障の内容や代替の可能性を確認したが、何とかやってもらえるということであったので、辞退を認めるのは難しいと判断した。

委員： そういった質問を2，3分の短時間でできるのか。

委員： 事前に送付してもらった質問に対する回答票の記載を見ることで、ある程度の問題点を把握した上、それを2，3分間の質問手続の中で確認している。ただし、もう少し詳しく聞く必要があると判断すれば、もう少し長く質問をする場合もある。

業態によってどのような業務のやり方をしているのか、裁判所としても情報を集めていかななくてはいけない。そういった部分で商工会議所の情報は参考になる。

委員： 辞退事由を認める際の線引きをどこでするのか。当人がいないと業務が止まってしまう場合は辞退が認められ、迷惑がかかる程度なら認められないというところに一応の境界があるのかなと思うが、業務が止まるということと、迷惑がかかるということの境界を判断するのは難しいと思う。個々の事例によって違いがあり判断は難しいと思うので、短時間でも直接意見を聞くという機会を増やしていくしかないのかなと感じた。

私も学生に「裁判員」の映画を見せたが、積極的な者は少なく、やりたくないという批判的な学生が多かった。趣旨を理解していないという部分もあったが、このような制度を実施して大丈夫なのかといった意見があった。裁判員の選任方法についても、やりたくないと思っ

やらされる，確たる理由もなく選ばれた人，関わりたくないと思っている人に裁判を任せてよいのかという意見もあった。学生達は，裁判員に選ばれた多くの人が消極的で，一部のやる気のある積極的な人の意見に流され，なれ合いで議論が進む危険性もあるということに心配したのだと思う。裁判員を選ぶ過程の中で，やる気のない裁判員が選ばれてしまうという可能性に対し，どのように対処していくつもりなのか疑問に思った。

委員長： 個人の事情については，質問手続の中で聞き出し総合的に考慮することになるだろう。ただ，恣意的にならないようにしなくてはいけない。

委員： 私自身が社員10人の小規模な事業所を経営している。先ほど，従業員が5人以上の企業であれば，社員が裁判員に選ばれても対応できるのではという意見があったが，私は，もう少し大きな規模であっても，製造と営業とを行っている企業は，どのような業種であっても多くの人が営業に出ているということは少ないと思う。外回りの営業をする人の代わりになる人は，10人から20人規模の事業所でも1人か2人しかいないのではないか。そういった場合には厳しい状況があると思う。

また，以前に比べると随分と少なくなったが，五十日（ごとうび）には集金業務を行うところもあり，今でも五十日の会議は避けるという風潮があるということも参考にしていきたい。

委員長： 大阪などでは，五十日は車の量が随分多くなるという事実もある。旭川では稚内や紋別からも来なくてははいけないという地域の実情もあることを考えなくてはいけない。

委員： 「評議」や「裁判員」の映画に出てくるような評議は，やり甲斐のあるものだと思うが，全国どこの庁でも同じように行っているだけの人材，特に裁判官の訓練も検討作業と並行して行っているのか。

説明者： 行っている。

委員： 職場内でアンケートを取ってみたところ，裁判所のアンケートと同じような結果になった。40人程度に聞いたところ，裁判員制度に参加したいと答えたのが10数パーセント，参加したくないと答えたのが80数パーセント。選ばれた場合に自信があると答えたのが10パーセントくらいで，あとの人は不安だと答えている。できれば辞退したいというのが多くの国民の現在の気持ちであり，制度自体は周知されているものの，自分のこととなると二の足を踏むというところだと思う。

職場で話を聞いてみると，裁判員になる自分自身についての不安もあるが，制度自体に対する不安があると感じた。やりたくない人に裁判を任せてよいのかといった不安や，クレーム的な人が選ばれた場合はどうなるのかといった不安がある。

これまでの専門家が行っている司法に対しては，かなりの信頼感があったと思うが，裁判員制度によってその信頼感が揺らいではいけない。上手く運用していかななくてはいけないと思う。入口部分である選任手続において，何か言ったら辞めさせてくれるといった風潮になると司法に対する信頼が揺らぐことになる。それよりも，厳格に辞退事由の線引きをする方がよいのではないか。それを続けていけば，裁判員に選ばれればあきらめるといった風潮になる。人任せではなく，自分がやるという司法制度の大きな変革ではないかと感じた。

委員： 現代の若者のように人前で何でも積極的に話すという教育を受けた人と，年配の方でそのような教育を受けていない人とがあり，世代的な問題もあるのではないかと考えているが，選任手続の際に質問をする側には何人いるのか。

説明者： 裁判所での質問手続は，当該事件を担当する3人の裁判官により行う。

委員： 現実として女性の感覚と男性の感覚とでは違うところがある。質問手続の時に1人でも女性裁判官がいれば，そういった違いを感じ取ってく

れる場面があるのではないかと思う。市民感覚を裁判に取り入れるという制度であるので、質問手続でもそういった要素が入るのであれば安心感があると思う。

委員： 全く新しい仕事を裁判官にさせる制度であり、私は、選ばれる人より、選ぶ人がどのような人なのかが気になっている。裁判は真実発見の場であると思うが、裁判員を選ぶための面接に多くの時間を割かれ、審理の日数も短くしなければいけないというのは、制度として本当に良いことなのか疑問に思うところもある。

委員長： 従前の刑事裁判の良いところを残しつつ、批判されてきた部分を改善していこうというものである。

委員： 今回の模擬選任手続では、50人から100人の候補者に質問票を送り、実際には20人に裁判所に来てもらったということであり、質問票を送った人の3分の1くらいにセレクトしている。これは、実際にも3分の2くらいの方は支障があって来られないだろうと考えてのことなのか。それとも歩留まりを考えれば、20人程度の方に来てもらえれば十分であると考えてのことなのか。

委員長： 旭川管内の方には、誠実でまじめに取り組んでいただいております、意識の高い方が多く、歩留まりは高いと考えている。場合によっては20人程度の方に来ていただければ十分かなとも思う。

委員： それでは、質問票に参加できると書いた人であっても、質問手続の場に来なくてもよくなるという人も出てくるのか。

説明者： 実際には、そのような方には裁判所に来てもらうことになるが、呼び出しの郵便が届かなかったり、辞退事由がないにも関わらず来てくれない人がいるなどの要素を考慮している。

委員： 辞退事由の一覧表に記載されている1番から5番の人については、正当な辞退事由には該当しないのだろうが、3分の1程度の方に来てもら

えばよいというのであれば、この程度の理由で辞退を認めることもあるのか。実際の運用ではどうなるのか。辞退を認める基準と実際に来てもらう基準という二重の基準があるのか。

説明者： 裁判所に来てもらってお尋ねしなければいけないということで、まず裁判所に来てもらい、そこで具体的な事情を聞いて納得した上で辞退を認めるという判断になる。

委員： 呼び出したうちの3分の1程度の人に来てもらえれば足りるのであれば、現実には1番から5番のような人には辞退を認めるのか。

説明者： 3分の1以上来てもらえるのであれば、最初の50人から100人という数字が減る可能性もある。実際には50人の候補者が来ると、質問手続だけで長時間を要するということもあり、その点も考慮しなくてはならない。

委員： 裁判員制度がスタートすると、すぐにインターネットなどで辞退マニュアルが広がったりすると思う。重要な商談があるなどの架空の話を書いたとしても裁判所はチェックできないのではないか。

委員長： チェックできるかどうかは別として、正当な事由がなくて出頭しなければ、制裁の対象にもなる。

委員： 本当に仕事があって悩む人もいれば、悩まずにこう書いておけばよいとって適当なことを書く人も出るかなと思う。

委員： アンケート結果を見ると、仕事が忙しくて行けない、仕事を休むことができないとか、日程調整が大変だと答えている人は少数であり、むしろ裁判員制度自体に対する不安を感じている人が圧倒的に多いようである。裁判所としてどのように解釈しているのか。

委員長： これまでは、裁判員制度の本質的な部分である「今なぜ裁判員制度を行わなければいけないのか。」という問いに対する答え方が不十分だったと思う。広報活動を含めてもう少しやっていかななくてはならないと思



っている。そこで、これからの裁判員制度広報の在り方について御意見を伺いたい。

(事務局から平成18年4月から平成19年10月までの旭川地裁における裁判員制度広報の実施状況について説明がなされた。)

(外部説明者の西川克行旭川地方検察庁検事正から旭川地検における裁判員制度広報の実施状況について説明がなされた。)

委員長： 周知という面を考えると、新聞やテレビといったメディアの力を借りるのが有効だと考えている。

現在あまり乗り気ではないと言っている人にも参加意識を高めてもらえるよう、双方向型の、ディスカッションをしながらの広報ということも行っている。

模擬裁判のようなものを体験していただいたり、草の根的な広報も行っているが、まだ十分ではない。そこで、こういった方法の広報が効果的だという御意見があれば伺いたい。

委員： テレビの場合、視聴者に具体的なイメージを持ってもらうために、模擬選任手続の際には色々な場面を撮影させてもらった。私自身、裁判員制度は成功してほしいと思っているし、積極的にピーアールしたいとも考えており、模擬裁判等の際に、実際の手続では非公開となる場面を撮影できれば、より具体的なイメージを伝えることができると思う。

委員： 多くの精力を注ぎ込み、熱心に広報活動を行っていると思うが、それでも裁判員制度を知らないという人が存在する。模擬裁判を含めた色々な形で裁判員制度に触れてもらうのが大切だと思う。

私も先日発生した殺人事件のニュース報道などを見て、このような事件の裁判員に選ばれたらどうしようかと考えたが、一般の方にも、そういった目で事件報道を見てもらえればよいと思った。

委員： 世の中にある制度の多くは、利用したい人が利用するというものであ

り、広報も制度の存在を知らせるためのものである。しかし、裁判員制度は、誰もが参加しなければいけないものであり、これに近いのが選挙制度だと思う。選挙については、小学校、中学校でも児童会、生徒会の役員選挙という形で毎年トレーニングを受けている。刑事裁判についても、学校教育の中で年に2、3回トレーニングを行うべき性質のものだと思う。

中学校が義務教育の最高学年であることを考えると、中学生のうちにレッスンを受けさせておく必要があるのではないかと思う。こういった時期に身につけたものは将来必ず役に立つと思う。

委員長： この国を良くするのは国民であり、そのことを草の根的に伝えていくことが大切であると思う。

委員： 各種会合の席で裁判員制度についての話をする機会があるが、やりたくないと言う人が多い。なぜ裁判員制度を導入するのか、その必要性、意義について説明できなければ、社会生活上の制約を振り払って参加する気にはなってくれないと思う。

新しい制度を導入するということは、今の刑事裁判制度では充分ではないこと、裁判員制度を導入することによって良くなることを説明できなければいけない。そうでなければ、専門家に任せておけばよいものを、法律の専門家でもない国民がやるということを説明しきれない。関心があるといっても、それは自分が選ばれたらどうしようかという部分であり、自分が関わることの意義が理解されていない。我々法曹関係者も市民に対し意義を語れるようにならなくてはならないし、そうならなければ理解してもらえないだろう。

裁判員制度導入により、これまで不十分であるとか欠陥であるとか言われていた部分を克服することができるのかは不透明であるが、この制度を育てて良い制度にしていなくてはならない。

新聞等によるフォーマルな広報だけでは、意義は伝わらないのではないかと思う。なぜ裁判員制度が必要なのか、自分も他者に語れるだけ理解をしなくてはいけないと思う。

委員：ライオンズクラブで裁判員制度と労働審判の話をしたことがある。裁判員制度のようなものとして、すでに家庭裁判所の参与員制度と労働審判制度が始まっているが、労働審判を体験した裁判官から、労使の一般の方と一緒に労働事件について合議をするのが新鮮である、自分の発想になかった合議ができて良かったという感想を聞いたことがある。

ライオンズクラブでの話の中で、掛け替えのない社員を出したくないという気持ちは分かるが、その社員も突然の病気で休むことがある。裁判員に選ばれることを想定し、代替性のある経営という発想をしてほしいという話をした。

また、先日の模擬選任手続において、3日間の予定を空けて来たので、裁判員に選ばれなければ、午後から職場に戻っても仕事がないという状況だと言った方がおり、このようなことにならぬよう、選任手続と裁判の日を分けてほしいという意見があったが、それについては、どのように考えているか。

委員長：裁判員の選任手続の日が続けて裁判を行った方がよいか、選任手続と裁判の日を分けた方がよいか、御意見を伺いたい。賛成と思われる方に挙手でお答えいただきたい。

選任手続に引き続き公判を実施した方がよい 0人

選任手続期日と公判期日を分離した方がよい 6人

#### (6) 次回期日等

平成20年度第1回の期日は、平成20年5月22日(木)午後1時30分、平成20年度第2回の期日は、平成20年11月20日(木)午後1時30分とする。次回は「裁判員制度について」と「成年後見制度について」意見交換

を行うこととする。

(7) 閉会の言葉

配 布 資 料

- 資料 1      模擬選任手続における辞退事由及び判断結果一覧表
- 資料 2      裁判員の辞退事由に関する政令について
- 資料 3      旭川地裁における裁判員制度広報の状況
- 資料 4      アンケート結果

( 配布資料添付省略 )